

# 大和国平群郡乙田村絵図の研究

## A Study on three Maps of Muraezu about Otoda village in Yamato Province

三木 理史\*

Masafumi Miki

### I はじめに

本稿は、奈良県生駒市萩の台文化財保存会が所蔵する3枚の旧乙田村（以下、乙田村）の村絵図を比較検討し、その特徴や作成事情を明らかにすることを目的としている。

これら3枚の村絵図は、いずれも近世乙田村の範囲の土地利用を彩色によって表現している点は共通するものの、各々の描写対象や方法には微妙な差違が認められる。それらを相互に比較考察することによって、各々の年代や作成方法について考察する。

### II 対象地域の概観

3枚の絵図が描写している乙田村は、現在の生駒市乙田地区に該当する。同地区は、同市南部の矢田丘陵西斜面に位置し、東は大和郡山市、南は生駒郡平群町・斑鳩町に接する、世帯数1,092、人口3,778人（数値は1989年現在）の地区である<sup>1)</sup>。

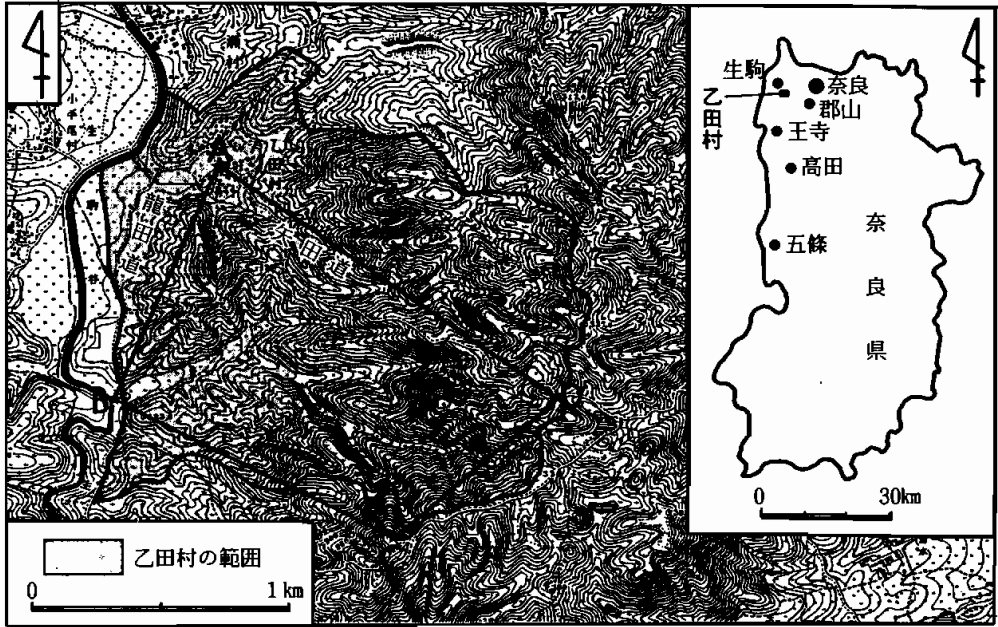
現在の乙田地区は、竜田川支流の乙田川の作った扇状地に形成された乙田集落と、その南側に大規模に造成された萩の台住宅地に大別され、対照的な景観が展開している。

1891年2月発行の『大和国町村誌集』<sup>2)</sup>において、乙田村は平群郡南生駒村の1大字を成している。南生駒村は、1889年の町村制施行時に乙田村を含む11ヶ村を合村して成立し、各々の村は大字となった<sup>3)</sup>。その後南生駒村は1955年に生駒町の一部となり、1971年11月の市制施行によって生駒市となった。

『大和国町村誌集』によれば、面積140町1反2畝15歩（約1.4km<sup>2</sup>）、戸数90戸、人口430人であった。乙田は、南生駒村を構成した11大字において、面積的には小平尾につぐ第2位、人口では小平尾・壱分につぐ第3位の規模であったが、人口密度を算出すると第9位であり、それは大字内の土地利用における山林面積の多さを反映していた（第1図）。

主要交通路は、龍田川に沿い大字内を南北に通過する龍田道と、それから東西方向に矢田道

平成12年9月8日原稿受理 \*文学部地理学科



第1図 対象地域の範囲と位置

地形図は、大日本帝国陸地測量部仮製2万分の1「郡山」(明治18年測量、同20年製版)

が分岐していた。

物産は米355石、麦41石5斗、菜種47石8斗、大豆8石3斗、甘芋65駄を産していた。また、乙田は、南生駒村内において珍しく酒20石、醤油30石を産していた。これは、天保4(1833)年に庄屋松川庄兵衛が株を譲り受けて酒造を開始して以来のもので、小規模ながら農村醸造業が行われていた。このように対象地域である乙田村は、山林面積の大きさを特徴とし、これらの絵図もそうした地域性を反映している。

近世の乙田村<sup>り</sup>は、大和国平群郡に属し、音田村とも表記した。「慶長郷帳」では吉田源左衛門・御餌指新三郎・幕府の相給であったが、元和元(1615)年には幕府領が郡山藩領となり、郡山藩領は便宜上南乙田村と称された。「寛永郷帳」・「寛文郷帳」では吉田氏・御餌指氏・郡山藩の相給、「元禄郷帳」では幕府と郡山藩の相給、享和元(1801)年以後郡山藩領となった。こうした村域所有の変化の多いことも特徴といえよう。

また、村高は、「慶長郷帳」264石余のうち、吉田氏分200石、御餌指新三郎分44石余、幕府領分19石余、「寛永郷帳」・「寛文郷帳」共に264石余のうち、吉田氏分200石、御餌指新三郎分44石余、郡山藩領分19石余、「元禄郷帳」309石余のうち郡山藩領分25石余、「天保郷帳」310石余となっている。また、「旧高旧領」では24石余、他に南乙田村284石余となっている。

「和州御領郷鑑」によれば、享和9年に郡山藩領が石高25石余、反別1町8反余(田1町3反余・畑4反余・屋敷2畝余)、小物成山年貢6斗2升5合、家数13(本百姓)、人口52(男24・女28)、牛2、御林1ヶ所とある。



第2図 寛政3年作成の絵図1



第3図 享和2年作成の絵図2



第4図 作成年代不明の絵図3

### Ⅲ 乙田村絵図の地図学的内容

#### 1. 乙田村絵図の概要

本稿で研究対象とする村絵図は、第2～4図に示す3枚である。以下、便宜上各々絵図1～3と称することにする。そのうち、裏書きによって年代の推定できるものが2枚あり（絵図1・2）、各々寛政3（1790）年7月と享和2（1802）年12月である。裏書きが見られない絵図3は、管見の限りでは年代推定の根拠となる内容を得ることはできない。

法量は第5図に示す通りで、3枚共長方形の範囲に描かれている。

各図共に数種類の色彩で表現されており、その色彩の意味は凡例において示されている。各々の配色は、絵図1が8色、絵図2が10色、絵図3が7色で、すべて異なっている（第1表）。その点から裏書きのない絵図3も、単なる絵図1あるいは絵図2の写しと考えることは難しいように思われる。

色調では、最も淡いのが絵図1、逆に最も濃いのが絵図2、そして絵図3がその中間という関係になっている。

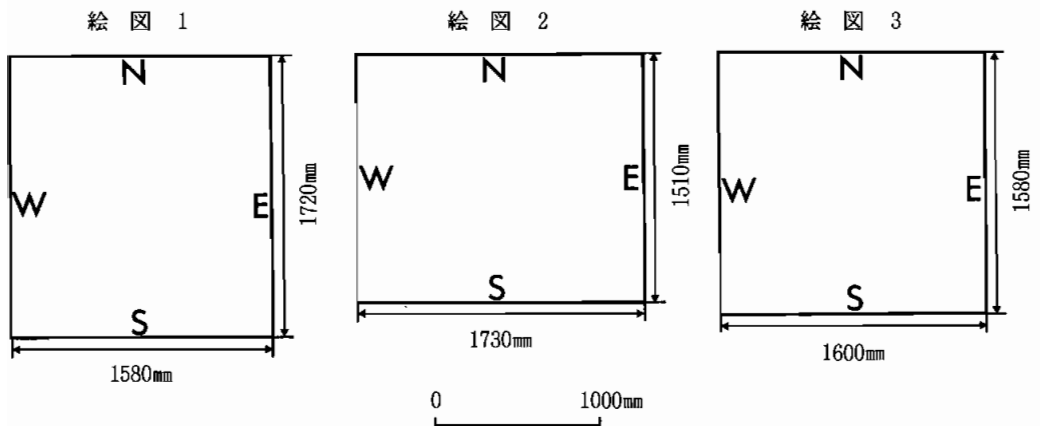
#### 2. 描写範囲について

3枚の村絵図の描写している範囲はほぼ同じであり、乙田村の範囲を大日本帝国陸地測量部明治18年測量、同20年製版の仮製2万分1「郡山」図幅（以下、仮製図）に重ねると、第1図のようになる。

また、3枚の絵図に描かれた集落や田畑利用の範囲等に見られる土地利用と仮製図のそれは、ほとんど共通しており、約100年間でほとんど変化がなかったといえよう。

#### 3. 縮尺について

3枚の村絵図には縮尺が描かれておらず、また実測図であるか、否かも定かではない。そこ



第5図 乙田村絵図の法量

第1表 乙田村各絵図の凡例とその意味

絵図1		絵図2		絵図3	
色	意 味	色	意 味	色	意 味
緑	天明六年 御裁許有之私領方村山	黄	御後領方田畑	緑	論山
黄	御料方田畑	黒	御前領方田畑 但 元御料御相給之節 御私領方	灰	小物成山
茶	寛政貳年戌年御裁許ニ而相分ル 御料方田畑下荒新荒共 但 新古荒 内訳印 ○此印 新検方新處 尤 沓間ニ付六尺積り △此印 古検方新荒 尤 沓間ニ付六尺五寸 積り □此印 新検地外書之 古荒 ●此印 新古荒所地境 改杭	白	右同所荒	朱	御領方田畑
淡赤	私領方田畑	赤	御後領方田畑古検新検新荒	桃	私領方田畑
灰	右同断荒所	朱	右同所除地荒	白	筋荒所領山取持坑
黄土	右同断小物山 但 此内ニ御料方古荒新荒共有 之候得共論所地ニ御座候ゆへ此 度相改為申候事	茶	右同所毛附荒	青	谷川筋水
赤	道	緑	村林山	赤	道
青	水	灰	小物成山		
		青	水道		
		白	道		

で、3枚の各図上と仮製図に同一地点を見出し、  
各々A～Dを定め（第1図参照）、A-B、B-C、  
C-D、D-Aの4つの線分の距離を、仮製図から  
得られる距離と比較することで、縮尺を割り出した。  
その測定結果を第2表に示す。

その結果、絵図1～3の4つの各線分から得られ  
る縮尺は、ほぼ760分1～909分1程度の縮尺の範囲

となった。近世の村絵図の縮尺の傾向については詳らかになっていないが、明治期の地籍図は、  
縮尺600分1を基本として、全村図は1,200分1～6,000分1までさまざまであるとされている<sup>5)</sup>。  
それと比較すると、これら3枚の村絵図は比較的大縮尺の部類に属するものと考えられよう。

また、各絵図内の採寸箇所ごとの縮尺値の違いもそれほど大きくないため、比較的歪みが少  
ないと考えられる。実測図か、否かはともかく、一定の測量結果を踏まえて作成された可能性  
が高いといえよう。

さらに絵図1と絵図3は縮尺の傾向がより近くなっており、後述の絵図3→絵図1の考察結  
果を裏付ける材料の1つといえる。

第2表 乙田村各絵図の縮尺

採寸部分	絵図1	絵図2	絵図3
A-B	1:873	1:867	1:909
B-C	1:868	1:851	1:885
C-D	1:760	1:832	1:781
D-A	1:859	1:902	1:858

採寸結果をもとに算出。

#### IV 乙田村絵図の考察

##### 1. 裏書き内容からの考察

絵図1の裏書き内容を見よう。

表書絵図之通此度新古荒所之反畝を以テ間数相極四方詰二改杭打ノ置候處少茂相違無御座候  
尤御裁許ニ為之候通畔溝道為之領歩之儀者右反別間数之内相籠リ有之御料方得心相済申候御  
依之裏書仍而如件

和州生駒郡乙田村之内私領方

稚木村ノ 庄屋善蔵

寛政三辛亥年七月兼帯

年寄孫左右衛門

山守 太兵衛

これによると絵図1は寛政3年7月に実施された新古荒所の改杭の際に作成された絵図であることがわかる。

第1表に示した凡例内容から、この地域では、寛政3年に先立って、天明6（1786）年と寛政2年に裁許が行われたことがうかがえ、これら2度にわたる裁許の結果が、この絵図には描かれているといえよう。

つぎに絵図2の裏書きを見よう。

表裏當村持林山井小物成山内二有之候御後領方古檢新檢新荒除地荒毛附荒御前領方荒等境目  
此度為御改御手代山崎市兵衛殿小人目付辻紋治殿被成御越地主并村役人立合帳面ニ引合御案  
内仕紛敷場所而疾与相調境目ニ鍬堀芝塚等仕則別紙帳面書載之差上申候尤及後年紛敷為無之  
此絵図相仕立荒所毎ニ地色を分ケ間数方角畝歩地主名前書記候處相違無御座候勿論此外ニ相  
洩候荒所与申ハ壹ヶ所も無座候依之絵図裏書仕置差上候以上

享和二壬戌年十二月

和州平群郡乙田村

御後領方 但元御料方

庄屋 茂左衛門

年寄 助右衛門

同 甚右衛門

同 原兵衛

同 文次郎



組頭	八兵衛
同	茂右衛門
同	半右衛門
同	利右衛門
同	勘兵衛
百姓総代	市兵衛
同	又七

御前領 但元御料御相給之節

御私領方

庄屋 兼帯

郡■本村 甚五郎

年寄 孫左衛門

同 長右衛門

組頭 彦七

同 嘉七

百姓総代 惣四郎

同 平八

山方 久四郎

同 善七

右之通相違無御座候以上

同州同郡壹分村

大庄屋 谷野三右衛門

郡山御役所

(■は解読不可能な文字を表している)

これによると絵図2は享和2年12月に、村林山と小物成山内に御後領方古検新検新荒(凡例:赤)、同除地荒(凡例:朱)、同毛附荒(凡例:茶)および御前領方荒(凡例:白)の境目を改める際に作成されたものである。その内容から見て、絵図1を前提に作成されたものと考えられる。

また、御料方が御後領方、私領方が御前領方に変化したことが記されており、御料方(但し、絵図3の凡例では御領方)や私領方といった用語の見られる絵図1・3は、絵図2に先行して作成されたものと考えられる。

以上の裏書き内容から、絵図2は3枚の中で最も後年に作成されたこと、そして絵図1およ

び2は争論の過程で改杭を行い、その証拠として作成された図であることがわかる。

## 2. 凡例内容からの考察

第1表に示した凡例の種類は、絵図3→絵図1→絵図2の順に増加する。そして、凡例種類の増加にしたがって、その内容がより細分化していることが明らかとなる。

ところで、前節の考察によって絵図1・2については明らかとなったが、残る絵図3とこれら2枚の図との関係を明らかにする必要がある。絵図3には裏書きが見られないため、図面の内容から考察せざるをえないが、その際凡例内容からいくつかの示唆を得ることができる。

第1表のように3枚の絵図は凡例の種類がいずれも異なっていることから、絵図3が他の2枚の単なる写し図ではないことは明らかであろう。また、絵図3は、凡例の種類が3枚の中で最も少ない。絵図1と絵図2の比較から、後年に作成されたものほど、凡例種類が増加していることからすれば、絵図3は最も早く作成された可能性が高い。

絵図3の凡例に絵図1・2との関係を直接明示する内容は含まれていない。しかし、緑が「論山」とされ、未決着のままの状況を示していることから、絵図1の凡例に見られる天明6年と寛政2年の裁許の記事のいずれかが、これに関わる争論と考えられる。そうだとすれば、絵図3はこのいずれかの時期に作成された可能性が高いといえよう。

## 3. 描写内容からの考察

3枚の絵図を比較してみると、小物成山の範囲は3枚の絵図の間でほとんど変化が見られない。絵図3の白で描かれた筋荒所領山取持杭は、いずれも論山の範囲に描かれていることから、この絵図の作成目的は論山の荒所に関わる改杭に当たって作成されたものである可能性が示唆される。

さらに絵図1の凡例に見られる裁許のうち、天明6年が私領方村山に関わるもの、寛政2年が御料方田畑に関わるものであり、絵図3は前者に関わると考えられ、天明6年の私領方村山の荒地の改杭に関わって作成された図である可能性が考えられよう。

絵図3の白で描かれた荒所領山取持杭の箇所と絵図1の私領方荒所で描写された範囲とほぼ対応している(第6・7図)。したがって、天明6年の裁許によって、絵図1の私領方村山が確定され、その基礎図面が絵図3に当たるという関係になるものと、ひとまず考えておきたい。

## V まとめ

本稿において、乙田村の範囲を描く3枚の村絵図を比較検討した結果、つぎのような点が明らかになった。

1. 裏書きのある絵図1・2の作成年代は、記載内容から、各々寛政3年7月と享和2年12月の作成と考えられる。裏書きのない絵図3は年代推定が困難ではあるが、絵図1・2の単なる写しではない。



第6図 絵図1の一部分  
破線左下部分が小物山に当たる



第7図 絵図3の一部分  
破線左下部分が小物成山に当たる

2. 3枚の絵図の描写範囲や内容はほぼ同じで、しかも仮製2万分1「郡山」（明治18年測量、同20年製版）図幅の乙田村の範囲や土地利用とほぼ一致しており、約100年間でそれらに変化がなかったことを示している。
3. 3枚の絵図の縮尺は、ほぼ760分1～909分1程度の縮尺の範囲で、明治期の地籍図の縮尺と比較すると、これら3枚の村絵図は比較的大縮尺の部類に属すると考えられる。また、各図面内での歪みも少なく、一定の測量結果を踏まえている公算が高い。
4. 絵図1・2の裏書き内容と3枚の絵図の凡例を併せて考察すると、絵図1には、寛政3年に先立つ天明6年と寛政2年の2度にわたる裁許の結果が描かれていると考えられる。絵図2は享和2年12月に村林山と小物成山内に御後領方古検新検新荒、同除地荒、同毛附荒および御前領方荒の境目を改める際に、絵図1を前提に作成されたと考えられる。これら2枚の絵図は争論の過程で改杭を行い、その証拠として作成された図であるといえよう。また、絵図2の御料方→御後領方、私領方→御前領方の記載から、御料（領）方や私領方の用語の見られる絵図1・3よりも絵図2が後年に作成されたと判断できる。
5. 裏書きのない絵図3は、凡例種類が3枚の中で最も少なく、絵図1と絵図2の比較から後年作成のものほど凡例種類が増加していることからすれば、絵図3は最も早く作成された可能性が高い。また、その描写する「論山」の範囲に注目すれば、絵図1の凡例に見られる天明6年と寛政2年の裁許の記事との関わりが想起され、そのいずれかの時期に作成された可能性が考えられる。
6. 3枚の絵図の描写内容の比較から、小物成山の範囲はほとんど変化しておらず、絵図3の筋荒所領山取持杭は、いずれも論山の範囲に描かれていることから、この絵図は論山の荒所に関わる改杭時に作成された可能性がある。さらに絵図1の凡例のうち山に関わる天明6年の裁許に関わるものと考えられよう。また、絵図3の荒所領山取持杭の箇所と絵図1の私領方荒所で描写された範囲がほぼ対応することもその証左となろう。天明6年の裁許時に絵図1の私領方村山が確定され、その基礎図面が絵図3に当たるという関係になるものと考えられる。

以上、乙田村絵図を相互に比較することによって、明らかとなる点を指摘した。これら3枚の村絵図の作成に関わる文書が、現在のところ未発見であるため、本稿では絵図相互間の比較によって、各々の関係を明らかにせざるをえなかった。今後、隣接村落の村絵図の発掘や考察が進めば、自ずと明らかになる事実が増してくるものと思われる。

#### <付記>

本稿は、平成10年度奈良大学研究助成を用いてなされた研究の一部である。

また、乙田村絵図の調査では、生駒市乙田公民館および本学野崎清孝名誉教授にお世話頂き、さらに本稿の作成および文中の古文書の解読では、本学文学部土平 博助手から御教示を頂いた。記して謝意を表したい。

【注】

- 1) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典29 奈良県』角川書店, 1990, 1233頁。
- 2) 川井景一編『大和国町村誌集 卷三』廣成館, 1891, 8～9頁。
- 3) 前掲1), 1054頁。
- 4) 近世期の乙田村については、前掲1), 272頁による。
- 5) 浮田典良編『ジオグラフィックバル 地理学便利帳 1998-99年版』海青社, 1998, 80～81頁。